五万二千六百円	七千七百円
八万三百円	一万千円

に改め、同号ロの表中

五千八百円	七千八百円	一万千七	
九千四百円	一万二千三百円	一万七千	

を

六千円	八千円	一万
九千七百円	一万二千六百円	一万

に改める。

百円	一万四千二百円	一万八千円	二千五百円
四百円	二万六百円	二万六千百円	三千四百円

を

二千円	一万四千六百円	一万八千五百円	二千六百円
七千九百円	二万千二百円	二万六千八百円	三千五百円

に改める。

第七条第二号中「五十四万七千円」を「五十六万七千円」に改める。

第九条第三号ロ中「四千百円」を「四千二百円」に、「四千四百円」を「四千五百円」に、「四千八百円」を「四千九百円」に改める。

第十条第三号中「二十万六千円」を「二十万八千七百円」に、「十六万四千八百円」を「十六万七千円」に改める。

第十一条第二号ニ中「五千二百円」を「五千三百円」に改める。

第十二条第二号中「十三万三千九百円」を「十三万四千三百円」に改める。

○内閣府告示第四十五号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第二条第一号八中「三百十円」を「三百二十円」に改め、同号ニ中「二百五十三万円」を「二百六十二万千円」に、「三百十円」を「三百二十円」に改め、同条第二号ロ中「二百五十三万円」を「二百六十二万千円」に改める。

第三条第一号八中「千四十円」を「千八十円」に改める。

第四条第三号の表中

一万七千八百円	二万二千九百円	三万三千七百円	四万四百円	五万	
二万九千四百円	三万八千百円	五万三千百円	六万二千百円	七万	

を

一万八千三百円	二万三千五百円	三万四千六百円	四万千五百円	
三万二百円	三万九千二百円	五万四千六百円	六万三千八百	

に改める。

千二百円	七千五百円		
八千百円	一万七百円		

を

五万二千六百円	七千七百円		
八万三百円	一万千円		

に改める。

第七条第三号中「二十万六千円」を「二十万八千七百円」に、「十六万四千八百円」を「十六万七千円」に改める。

第九条第二号中「五十四万七千円」を「五十六万七千円」に改める。

第十条第三号ロ中「四千百円」を「四千二百円」に、「四千四百円」を「四千五百円」に、「四千八百円」を「四千九百円」に改める。

第十一条第二号ニ中「五千二百円」を「五千三百円」に改める。

第十二条第二号中「十三万三千九百円」を「十三万四千三百円」に改める。

○内閣府告示第四十六号

首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項の規定に基づき、首都直下地震緊急対策区域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

なお、首都直下地震緊急対策区域を指定した件（平成二十六年内閣府告示第二十三号）は、廃止する。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

首都直下地震緊急対策区域

都県名	区域
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、那珂郡、稲敷郡、結城郡、猿島郡及び北相馬郡の区域
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市及び下都賀郡野木町の区域
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、多野郡、甘楽郡下仁田町、同郡甘楽町、佐波郡及び邑楽郡の区域
埼玉県	全域
千葉県	全域
東京都	全域
神奈川県	全域
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡富士河口湖町及び北都留郡の区域
長野県	南佐久郡川上村、同郡南相木村及び同郡北相木村の区域
静岡県	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、田方郡及び駿東郡の区域

備考　この表に掲げる区域は、平成二十七年三月三十一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○内閣府告示第四十七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条第一項第四号の規定に基づき、内閣総理大臣が定める特例地域型保育給付費の支給に係る離島その他の地域の基準を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣が定める特例地域型保育給付費の支給に係る離島その他の地域の基準

子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号に規定する内閣総理大臣が定める基準は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及び同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育の確保が著しく困難な地域とする。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。